堺市社会福祉審議会 令和5年度第2回地域福祉専門分科会 議事要旨

開催日時:令和6年3月26日(火)10:00~12:00

開催場所: 堺市役所本館地下1階 多目的室

出席委員: 秋元委員、鵜浦委員、木村委員、小堀委員、東根委員、松端委員

欠席委員:大島委員、金澤委員、﨑川委員、西尾委員、三原委員

傍 聴 者:なし

1 第 4 次堺市地域福祉計画・第 6 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画「堺あったかぬくもりプラン4」の進捗について(令和5年11月~令和6年3月)

(事務局より説明)

(松端会長)

重層的支援体制整備事業は形のみ先行し、取組の中身が伴わないことも懸念されるが、堺市は丁寧に進めている印象を受ける。

(小堀委員)

多機関協働事業について、会議の開催数とケース数の提示あったが、概要について説明がなかった。 概要について可能な範囲で教えてもらいたい。

(事務局)

基本的には複合多問題ケースが中心となる。例えば、障害を持っている夫婦に子どもと高齢者がいる 三世代家族でかつ福祉課題があるケース。いくつかの支援機関が関わっており、それぞれが個別に対応、 支援をしていたが、それぞれの支援が難航していた。支援会議を開催し、関係機関同士横ぐしをさし、情報の共有、世帯の課題、個人の課題を整理し、支援の方向性を共有することで、各関係機関同士連携した支援を改めてスタートすることになった事例。

また、地域生活定着支援センターから依頼があった事例もある。刑務所を出所し、堺市の実家へ帰住を予定していたが、親族が本人の財産を私的に使用しており、本人は実家への帰住が難しくなった。加えて、実家で生活する親族も困窮状態のため支援が必要なことが判明したケース。本人の出所が迫る中、支援会議を開催し、短期間で支援チームを構築し、結果本人及び親族への支援体制が構築できた。

(小堀委員)

支援会議を開催し、押しつけ合いではなく、包括的に支援できている印象は受ける。一方で社会福

祉職員の人材育成について、制度の狭間に陥る人が出ないようにする支援が必要となる中、その点を埋めることができるような講師の人選が必要かと思う。押しつけ合いとならないかつ制度の狭間に陥る人が出ないよう支援ができる職員の人材育成を進めてもらいたい。

(松端会長)

多機関協働の前提は複合多問題だと思う。個人での課題もあるが、家庭の課題も複合化している。 多様な機関が関わりながら、支援をする。大変な家庭があるところを少しずつ切り開いて、どう関わっていくか。単一機関では難しいこともあるので、横ぐしをさして複数機関で関わることも必要だと思う。

(事務局)

南区、堺区と先行で実施し、他の区では今年度を通じて模擬的に取組を進めてきた。多機関協働 事業を通じて感じるところとしては、会議を開催するたびにそれぞれの役割を理解し、いろいろな視点が入 ることで支援が広がっていると感じている。

(松端会長)

難しい課題はあるが、全ての人がきちんと生活できるよう支えることが必要だと思う。取組を引き続き進めてもらいたい。

また、研修の講師の人選については検討しながら進めているということでよいのか。

(事務局)

R6 年度から本格的に研修体系の構築を予定している。R5 年度は試行的に実施した。キャリアラダーを作成し、分野ごとではなく、ソーシャルワーカーとしての研修をしていきたいと考えており、今年度は価値や倫理など理念的な研修を実施した。

(松端委員)

社会福祉職員の人材育成は大阪府もしているが、堺市独自に地域福祉視点を持った専門職を育成しているように感じる。地域福祉と言えば社会福祉協議会のイメージだが、支援する人は地域で生活をしているため、それぞれの担当者がその観点持てるよう育成してもらいたい。その積み重ねが必要かと思う。

(鵜浦委員)

包括的な相談支援体制について、現時点の評価報告あった。会議進行の難しさはあると思う。会議 で議論できるようにしていくことが大事と思う。一方で、会議に参加する人の意識も大事。事例に対して、 それぞれの担当分野を超えてどのようにアプローチをするか、自分たちに何ができるかという会議にできるか。 なぜこの会議があるのかを参加者が理解する必要がある。

また、支援会議の場にどのような事例の相談を持ち込めるかなど現場の職員が使いやすくなる工夫をし

てもらいたい。気軽に相談できる会議になれば良いと思う。

(松端会長)

会議を開催しても支援が進まないこともあると思う。そうならないようにしていく必要がある。会議の目的などの共有が必要と思う。支援担当者からすると手は尽くしているという意識が強いこともある。対象者への支援が有効かどうかという観点を持たないといけない。その気づきを得る必要もある。

(事務局)

目的や意識の共有に時間がかかった。新たな会議体が増えることについて、他の会議との違いがわからないといった声もあった。支援者として多機関と関わる必要はないか、支援が難航している事例などを共有し、課題整理、役割分担をする会議であることを丁寧に説明してきた。

実際には、会議に諮ると、課題が整理され、方向性がはっきりしたといった声があった。何かあれば助け合える関係性が構築できている。一方で、会議に参加した職員だけにとどまっているので、組織内に広げていく必要がある。

(松端会長)

子どもの居場所についても説明があった。小学校から中学校、中学から高校、高校からその後と、一般的にはその時々の進路は親に相談して決める。しかし、家庭によっては難しいところもある。それを支援してくれる人が必要だと思う。その点、居場所といった観点などを通じて、地域として、社会として何ができるか考えないといけない。

(木村委員)

来年は団塊の世代がすべて 75 歳なる。少子化も進んでいる。社協も堺市も人材育成を取り組んでいる。しかし、担い手が育たない現実もある。60 歳が定年ではなくなり、状況も変わってきている。地域活動のボラティアをしていた人も仕事をしている人が多くなり、担い手が不足している。ボランティアなども考えていかないといけない。堺市は社協自身も住民自らが関わる素晴らしい伝統をもっていると実感している。そういう視点も改めて持ち取組を進めてもらいたい。

(松端会長)

2025 問題と言われていたが、来年に迫っている。元々ボランティアはシニア層が多かったが、その層の就業率も高くなってきた。人口も減っており、構造的に担い手不足となっている。働きながらできるボランティアを考えないといけない。生活しながらボランティア活動ができるようにする必要がある。それが負担ではなく、その人の生きがいや活力にもつながるようになればよいと思う。

(鵝浦委員)

担い手の部分では保護司も不足していると聞いた。地域福祉計画で更生支援の推進もしている中、

地域の中での保護司の育成などの取組はあるのか。

(事務局)

保護司から支援する人の中で薬物の使用者が多いと聞いた。昨年度は覚せい剤の研修を実施し、 今年度は大麻使用の少年、少女が多いという意見あり、大麻をテーマとした研修を実施した。

保護司が不足していることは全国的な課題であり、堺市しても喫緊の課題と感じている。計画の中で保護司の充足をめざしている。まずは、興味をもってもらうために広報さかい R5 年 5 月号特集記事を掲載する取組など行っている。

(松端会長)

少年、少女の薬物使用について、学校などで気が付くと悪い方向に進んでいることがある。そこに至らないように教育する必要もあるが、犯罪に至る経緯が家庭環境によるなど福祉的な課題とも重なる。保護司等とも連携する機会があればよいのではないか。

(小堀委員)

尼崎市が保護司、保護観察所と協定結んだと聞いた。堺市としても連携強化のため、尼崎市のよう にしてもらえたらうれしい。

(松端会長)

尼崎市は重層の一環で保護司と連携し、学生ボランティアも巻き込み仕組みを作り、動き出している。

(事務局)

尼崎市の取組については参考にしたいと考えている。

(小堀委員)

2025 問題、担い手不足について、再犯防止の観点では居場所や受け入れ手がない。受け入れる 先について何か援助や委託事業の中で加点するなどすれば協力雇用主になってくれるのではないか。再 犯防止とはいえ、協力雇用主がほぼない状態である。尼崎市のように市として連携し、取組を進めてもて もらいたい。

2 地域福祉計画の関連分野における国等の動向について

(事務局より説明)

(事務局)

本日欠席の金澤委員より事前に意見があったので、紹介する。

「地域住民」には「子ども」も含まれるため、今後の地域福祉計画においても、子ども自身の意見や声に

もとづく取り組みの検討が重要になると考える。R5 年 4 月に「こども基本法」が施行され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの視点にたって、大人が意見を聴くことの重要性が提示されている。。地域福祉課題を検討するうえで、こども基本法、こども大綱、子どもの権利条約(特に、第 12 条意見表明権)についても、「案件 2 国等の動向」として参照してもらいたいとの意見を受け、追加で資料として子ども基本法の概要版を配布している。

(秋元委員)

孤独・孤立対策の概要について説明があったが実際の現場の状況を知ってもらいたい。民生委員として見守りをしている中、実際に困ることは、家族と連絡が取れていない人の対応が必要なとき。いろいろな機関とも連携するが、最終的に連絡がつかないこともある。その対策はどうすべきか。日頃から見守りや声掛けをするが、家族と疎遠な人で施設入所が必要となった場合、その判断までは踏み込めない。親族でないと入所の判断ができない。関係機関へつなぐはできるが、それ以上はどこまですべきか。

家族が遠方でも連絡が取ることができれば対応できることもある。連絡が取れないと、判断ができない。 その点について、まず現状を知ってもらいたい。

(松端会長)

対応場難しいケースは家族、親族とも疎遠であるなどうまくいっていないことも多い。重層的支援体制整備事業や成年後見制度、支援会議を機能させながら対応していく必要がある。

(秋元委員)

できることは対応している。過去には高齢者の人の熱中症を助けたこともある。

(松端会長)

家族、親族も大事だが、それ以外の支援も必要となってくる。居場所のことで調査結果をまとめた資料ある。 東根委員も携わってくれていると聞いている。

(東根委員)

国の方でも居場所が重要視されている。堺市でも力を入れている。その一環で、調査を実施し、学生と私が担わせてもらった。調査の中で社協として、調査のための調査にならないようにしていこうとする姿勢が見られた。自由記述の質問も丁寧に情報を整理し、アウトリーチの際の材料にしている。どのようにこの調査を活かしていくか、調査を無駄にしないようにすることが大事と感じた。

第 5 次地域福祉計画策定の際にもアンケートをすると思うので、どのように活用するかは考えてもらいたい。

(松端会長)

当事者の生の声を聴くことは大事。担い手や財源の問題ある一方で、社協の協力や活動が楽しいと

いう理由で継続できていることもある。

また、子どもの意見を大事にすることも必要と思う。西宮市と社協で共催して、子どもが自分たちの居場所を語り合う分科会を開催した。子ども自身が語る場があってもよい。それを経験した子どもが大人になった時、次の子どもらの居場所活動に活かすといった循環ができれば良いと思う。

(鵜浦委員)

市民後見人の養成について、次期計画では踏まえることになると思う。別の会議の議論では成年後見制度で当事者の関心が大きいのは「どんな人」が後見人になるかであった。適切な後見人の選任は大事と感じている。堺市では市民後見人を選任する場合は事例を丁寧に確認し、マッチングも丁寧にしていると思う。

市民後見人養成講座の受講者は減っているが、堺市はバンク登録者が 82 名いる。市民後見人はいるのに活動に結びついていない。

登録をしても活動の場がないと意味はない。今後の制度の見直しでは後見期間を有期間にするという 議論もある。また、後見人として代理で法的な権限を執行するのではなく、意思決定支援する方向へと シフトしている。

3 「中区における生活保護制度運用上の課題に関する検証委員会報告書」を踏まえた本市の生活 保護制度運用上の課題改善への取組について

(事務局より説明)

(松端会長)

概要にもあるが、被害者と加害者でなく、担当ケースワーカーも関わっている。権力構造に巻き込まれて、守られるべき対象が守られなかったのではないかと感じる。組織として対応が共有されていなかったのではないか。

(事務局)

検証委員会でも同様の指摘があった。担当者任せにするのではく、組織として対応すべきだったと指摘を受けている。

(松端会長)

上席の係長や課長補佐も関わっている。一個人として関わってしまっていたのではないか。

(事務局)

組織として関わることができていなかった。

(松端会長)

対象者との関係が閉じられた関係になると良くないと思う。公務員としての使命感を大事にしてもらいたい。

(小堀委員)

取組について社会福祉職員の採用の推進と記載があり、ケースワーカーの充足率を 90%へと計画が ある。公務員のなり手が減っており、若手職員の離職も多い中、充足率は達成できるのか。また、ケース ワーカーの数に対しての係長級の充足率を挙げるべきではないか。この計画の充足率は現実離れしているのではないか。生活保護担当部署だけでなく、区、堺市全体においても、業務が俗人化していると思う。

(事務局)

ケースワーカー、査察指導員の体制については検証委員会からも指摘を受けている。事務局個々に適切な支援するためには体制整備は必要と考え、計画を立てている。事務局が採用を直接するわけではないので、人事部局に要求し、ケースワーカー数をしっかりと整えていきたいとは考えている。査察指導員についても、指導監督する重要なポストであるため、しっかりと整備していきたい。ただし、係長級の職員となるため、昇任試験も含めて育成していきたい。

(松端会長)

採用に関しては、教育機関と連携していく必要もある。武庫川女子大学では、社会福祉系の学部に 70 名程度在籍あり、20 名が公務員へ就職する。職種として、責任が大きく、人の生活をささえるという ことで希望する学生が 1/3 程度いる。8 割から 9 割の学生が福祉系に就職する。

(鵜浦委員)

大阪公立大学生活科学部の人数は 45 名程度でそのうち社会福祉士を取得するのは 20 名くらい。 うち社会福祉職の公務員は 6 名程度。医療ソーシャルワーカー、社会福祉施設、一般行政職の公務員がそれぞれ数名おり、あとは一般企業へ就職する。

実習を経験すると、現場の職員が丁寧にケースワークをしている姿を見て、一緒に働きたいと思いを抱く学生もいる。

(東根委員)

大阪公立大学現代システム科学域には 90 名在籍し、30 名が社会福祉士を取得する。その半分くらいが公務員や社会福祉施設、医療ソーシャルワーカーに就職する。

親浦委員の意見にもあったが、実習など近くでその職種を見ることで憧れを抱くことはよくあると思う。実習で社協にお世話なることが多いが、実習に行くと学生が変わる。魅力的な人に出会うと変わる。

(松端会長)

働くのであれば堺市となってもらえるようになればよいと思う。

(事務局)

ここで働きたい、働き続けたいと思えるよう環境整備や構築は必要と考えている。

(以上)